

1. 商品名 (愛称)	いわぎん新型福祉定期預金 ※2021年4月1日より新規お取扱い(口座開設)を中止しています
2. ご利用いただける方	・「別表1」に掲げる年金、手当等の受給を受けている個人の方ただし、次の場合は対象外とさせていただきます。 ・年金証書などで「支払停止」の表示がある場合 ・いわぎん新型福祉定期預金の預入限度額を超える場合 ・他店で既にいわぎん新型福祉定期預金を契約している場合
3. 期間	・1年 (自動継続の取扱いはありません)
4. 預入方法	(預入方法) ・一括預入 (預入金額) ・1万円以上300万円まで(お預け入れは1店舗のみとなります) (預入単位) ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払戻しができます。
6. 利息	(適用金利) ・「店頭表示のスーパー定期預金の利率に0.05%を加えた利率」を満期日まで適用します。 (利払頻度) ・満期日以降に一括してお支払いします。 (計算方法) ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算によって算出します。 (課税) ・分離課税(20.315%)されます。
7. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともにお支払いします。 ・預入期間が6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%
8. その他参考となる事項	・お取扱い期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までとなります。 ・お申込の際には、年金証書等をご呈示いただきます。 ・法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱いができます。 ・満期日以降のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・金利など詳しくは窓口までお問い合わせ願います。
9. 当行が契約している指定紛争解決機関	・全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(別表 1)

いわぎん新型福祉定期預金預入対象者一覧表

預 金 者 対 象 者		
年金又は手当の名称	根 拠 法 令	
障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金	国民年金法 (昭和 34 年法令第 141 号)	
老 齢 福 祉 年 金 障 害 年 金 母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金	〔国民年金法関係〕	国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号)
障 害 年 金 遺 族 年 金 通 算 遺 族 年 金 特 例 遺 族 年 金 寡 婦 年 金 鰥 夫 年 金 遺 児 年 金	〔厚生年金保健法関係〕 〔船員保健法関係〕	
障 害 年 金 遺 族 年 金 通 算 遺 族 年 金	国家公務員等共済組合等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 105 号) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 108 号) 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 106 号) 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 107 号)	
児 童 扶 養 手 当	児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) ※昭和 60 年 7 月 31 日以前に認定されているものは、本商品の対象外と なります。	
障害児童福祉手当 特別障害者手当 福 祉 手 当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号)	
医 療 特 別 手 当 特 別 手 当 健 康 管 理 手 当 保 健 手 当	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律 (昭和 43 年法律第 53 号)	